

公健法に基づく障害補償標準給付基礎月額等の
算定の基礎となる「賃金構造基本統計調査報告」の
点検状況について

令和元年7月22日

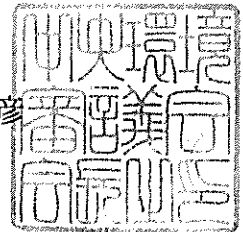
環境省大臣官房環境保健部
環境保健企画管理課保健業務室



中環審第 1064 号
平成 31 年 1 月 29 日

環境大臣
原田 義昭 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



公害健康被害の補償等に関する法律の規定による障害補償標準給付基礎月額及び
遺族補償標準給付基礎月額の改定について（答申）

平成 30 年 12 月 25 日付け諮問第 502 号により中央環境審議会に対してなされた「公害健康被害の補償等に関する法律の規定による障害補償標準給付基礎月額及び遺族補償標準給付基礎月額の改定について（諮問）」については、別添のとおりとすることが適当であるとの結論を得たので、答申する。

なお、「基幹統計の点検の取りまとめ結果（追加）についての公表」（平成 31 年 1 月 28 日付け総務省公表）による賃金構造基本統計調査報告の修正等を踏まえ、必要が生じた場合には、障害補償標準給付基礎月額及び遺族補償標準給付基礎月額の改定の見直しについて検討を行うこと。

報道資料



平成31年1月28日

基幹統計の点検の取りまとめ結果(追加)についての公表

総務省は、毎月勤労統計における不適切事案を受け、各府省において点検を実施し、その結果を「基幹統計の点検及び今後の対応について」として取りまとめましたので、公表します。

- ・ [追加報告](#)

(参考)基幹統計の点検及び今後の対応について(平成30年1月24日公表)

⇒ 平成31年1月28日公表資料「厚生労働省からの追加報告」について、以下のとおり訂正いたします。(平成31年2月4日)

- ・ [追加報告\(訂正版\)](#)

連絡先

政策統括官(統計基準担当)付

電話 : 03-5273-2080(直通)

FAX : 03-5273-1189

厚生労働省からの追加報告

○賃金構造基本統計

	概要	今後の対応
調査票の配布・回収方法	総務大臣の承認を受けた調査計画では、「調査員調査」で行うとされているが、実際には配布・回収ともにほぼ全ての事業所について「郵送調査」により実施されていた。	今後、平成31年度の調査実施に向け、統計委員会における審議も踏まえながら、適正な調査実施に向けた改善を実施
報告を求める期間	調査計画で定めた期間よりも、短い提出期限を報告者に通知している例があった。	
調査対象の範囲	調査計画では、調査対象範囲に日本標準産業分類による「飲食業、宿泊サービス業」を含めていたが、実際の調査では、そのうち産業小分類766「バー、キャバレー、ナイトクラブ」については、抽出の母集団から除外し、調査対象としていなかった。	

統計委第11号
平成31年4月26日総務大臣
石田真敏 殿統計委員会委員長
西村 清彦諮問第127号の答申
賃金構造基本統計調査の変更について

本委員会は、諮問第127号による賃金構造基本統計調査の変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

平成31年3月13日付け厚生労働省発政統0313第6号により厚生労働大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審査した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「賃金構造基本統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

ただし、本申請については、2020年調査以降の抜本的な調査計画の見直しに向けて、喫緊に対応が必要な事項を過渡的に変更するものと位置づけられることも踏まえ、以下の「(2) 理由等」で指摘した事項について、計画を修正する必要がある。

(2) 理由等

ア 調査対象の属性的範囲の変更

本申請では、調査対象産業について、従来から除外されていた日本標準産業分類（平成25年10月改定）の小分類「792 家事サービス業」、中分類「96 外国公務」等に加え、大分類「M 宿泊業、飲食サービス業」のうち、中分類「76 飲食店」から小分類「766 バー、キャバレー、ナイトクラブ」に属する事業所を除外する計画である。

この変更については、毎月勤労統計（厚生労働省所管の基幹統計）における不適切な事務処理が判明したことを契機に、平成31年1月に各府省が自ら実施した基幹統計の点検（以下「自主点検」という。）において、厚生労働省から、法に基づく承認を受けた調査計画と異なり、調査対象から除外して調査を実施していたと報告・公表された経緯からみて、その追認を求めるものとも捉えられかねない。

このため、今回の審議においては、除外による本調査結果への影響を確認する観点から、除外を開始した時点を改めて精査したものの、昭和29年以来継続的に、本調査結果報告書等に「バー、キャバレー、ナイトクラブ等で接客の仕事に従事する者を除く」と記載されていたことを除いて、いつから除外を開始したのかは確定せず、今後とも説明は困難と考えられる。

このような状況の中、従来の除外対象範囲は、母集団情報である事業所母集団データベースにおいて除外されていることに対応したもの等であるのに対し、本申請における除外対象産業への「バー、キャバレー、ナイトクラブ」の追加については、営業時間が主に夜間であることから疑義照会や督促等が困難との理由によるものであるが、同様に実査上の対応が困難な産業は他にも存在すると考えられることや、除外による調査実施への影響も不明確なことから、本申請を直ちに適当とは認め難い。

このため、今回調査においては、「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を調査対象産業に含めて実施した上で、その結果や利活用状況等を踏まえ、他の産業との整合性等も勘案しつつ、統計に関する有識者の知見も活用して十分検証・整理を行うことが今後の再発防止という観点からも必要である。

また、今回調査における結果提供に当たっては、時系列比較に留意が必要なことから、統計利用者に無用の混乱を生じないように、丁寧な情報提供を行うことが必要である。

イ 報告を求める者の変更

本申請では、報告を求める者について、後記エの「調査対象事業所を多数有する企業が希望する場合、企業の本社が傘下の調査対象事業所の調査票に回答の上、一括して厚生労働省に郵送提出する方法」（以下「一括調査方式」という。）の導入に伴い、「厚生労働大臣が指定する企業を代表する者」を追加する計画である。

これについては、回答方法の多様化を図ることにより、調査の効率化及び調査対象事業所の負担軽減に資するものであることから、適当である。

ウ 報告を求める事項の変更

(ア) 外国人労働者の「在留資格」を把握する調査事項の追加【個人票】

本申請では、個人票において、図1のとおり、外国人労働者の「在留資格」を把握する調査事項を追加する計画である。

これについては、報告者の記入負担は増加するものの、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）等の政策ニーズの変化に対応して、外国人労働者の就労状況、賃金の実態の的確な把握に資するものであることから、適当である。